



2016

# RSPO マーケットコミュニケーションと 主張に関する規則

2016年11月理事会承認

2019年1月改訂

**RSPO**

Roundtable on  
Sustainable Palm Oil





# 目次

1. 序文.....	4
2. 定義.....	7
3. 範囲.....	9
4. 一般的企業広報.....	10
5. 対企業コミュニケーション.....	12
6. 対消費者コミュニケーション.....	13
モジュール A –同一性保持型及び分離型個別規則.....	14
モジュール B –物量収支型個別規則.....	16
モジュール C –部分的製品主張.....	18
モジュール D –サプライチェーンモデル組み合わせ型個別規則.....	19
モジュール E –帳簿ベース主張（B&C）個別規則.....	20
モジュール F –RSPO ネクスト.....	21
7. 付属文書 1：RSPO 商標使用とガイダンス.....	23

## 序文

- 1.1. 「持続可能なパーム油のための円卓会議」(以下「RSPO」と称す)は、持続可能なアブラヤシ製品に関する多様な関係者から構成される国際的取り組みです。RSPO の会員およびその活動への参加団体は、アブラヤシ生産者、製造業者、非政府組織、金融機関、アブラヤシ製品の販売業者、環境NGO や社会問題 NGO 等、バックグラウンドが多様で、またアブラヤシ製品を生産又は使用している多くの国から参加しています。RSPO の主たる目的は、「サプライチェーン内の協力とその利害関係者との オープンな対話を通じて持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。
- 1.2. RSPO は、参加団体が持続可能なパーム油に対する自身の誓約と、適用可能な場合は認証油の使用を推進できるよう、四つのモデルを提供しています。そのモデルとは以下の通りです。

同一性保持型 (IP) 分離型 (SG) 物量収支型 (MB) 帳簿ベース主張型 (B&C)
- 1.3. 上記の IP/SG/MB モデルは、生産・流通・加工過程の管理を「RSPO サプライチェーン認証規格 (SCCS)」に照らして認証するものです。「RSPO 原則と基準」に則った認証搾油工場とその供給元及び/又は独立生産者から最終製品製造業者に至るまでのサプライチェーンにおいて、アブラヤシ製品が物理的に管理されます。
- 1.4. 帳簿ベース主張型は、RSPO クレジット取引システムで、「RSPO 原則と基準」又は SCCS により認証された搾油工場とその供給元、圧搾業者及び/又は独立生産者からの認証された持続可能なアブラヤシ製品の生産から始まります。しかし、認証された持続可能なアブラヤシ製品が、RSPO クレジットを購入している団体のサプライチェーンに、物理的に投入されるとは限りません。RSPO クレジットの売買規則は SCCS に掲載されています。

- 1.5. 持続可能なパーム油の使用に関する主張は、その団体が用いるモデルが支えられるものに限定されることが肝要です。RSPO クレジットを購入している団体は、モジュール A に沿った例外はありますが、RSPO 認証アブラヤシ製品が最終製品に含まれていると消費者が信じかねないいかなる表現も、決してしてはなりません。
- この対話の目的の一つは、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の使用に関する情報を、情報を受け取る利害関係者側が容易に理解できるような、正確かつ明瞭な方法で伝えることにあります。本文書に規定された規則は「RSPO SCCS」を補完するものであり、コミュニケーションを三つの主要な分野に分けています。
- 「**一般的企業広報**」RSPO の会員であること及び RSPO の狙いと原則に対する彼らの支持を明言したい会員
  - 「**対企業コミュニケーション**」 サプライチェーン上にある RSPO 会員が、サプライチェーン上の他の団体組織に対し、自社製品における認証アブラヤシ製品の存在、又は自社製品が持続可能なパーム油の生産を支持していることを伝える場合
  - 「**消費者向けコミュニケーション**」ある RSPO 会員が、最終消費者に対し、自社製品が RSPO 認証アブラヤシ製品を含有又は支持していることを伝えたい場合
- 1.7. このプロセスを支援するため、RSPO は、RSPO 会員が本文書で定められた規則に合致している場合に使用できる RSPO 商標を開発しました。この規則は、1.6 項に記載のコミュニケーションの三パターンに関する RSPO 会員向け要求事項を定めたもので、RSPO SCCS に記載されたサプライチェーンモデル各々に関する具体的要求事項を提示するものです。



1.8.

透明性が RSPO 会員に対する主要な要求事項の一つであり、RSPO は、持続可能なアブラヤシ製品との関連で行われる持続可能性についてのいかなる主張も、RSPO 自体がその主張内に言及されるかどうかを問わず、正確かつ検証可能であることを期待します。誤った又は誤解を招く主張を行った RSPO 会員は、RSPO からの制裁に直面することとなります。よって、いかなる主張も RSPO の狙いと原則に沿っていることを確実にするため、本文書で定められた規則を全会員が遵守することを勧告します。



## 定義

### RSPO 商標

RSPO の登録商標。「RSPO」の文字が添えられた円形のヤシ樹冠イラストと TM マークから構成され、有効な許諾番号を併記する。

### RSPO 認証アブラヤシ製品

RSPO の「同一性保持型 (IP)」「分離型 (SG)」又は「物量収支型 (MB)」サプライチェーンモデルにより真正に調達されたアブラヤシ製品を含有する製品。

### RSPO 法人ロゴ

RSPO 事務局が使用するロゴ。RSPO 会員による使用は認められない。

### RSPO ラベル

本欄で定義されている RSPO 商標で、製品上でのコミュニケーション用に供されるものを指す。ラベルには「タグ (標識)」を含むことができる。IP/SG のタグ (「認証」) はオプションだが、MB (「50%ミックス」)、RSPO クレジット及び/又は「物語型声明」では義務となる。

### アブラヤシ製品

果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品。文脈により、本文書内の「アブラヤシ製品」はヤシ殻、パーム核、パーム核エクスペラー、パーム油、パーム核油 (PKO) 若しくはそこから派生製品、パーム (核) 脂肪酸留出物 (P(K)FAD)、オレイン、ステアリン、又はパーム油及びパーム核油の分別からの派生物等の製品を指すことがある。また、上記のいずれかを含有する製品を指すこともある。

### 飲食サービス企業/企業群

その場所で直ちに消費もしくは持ち帰り用に食事及び/又は軽食を提供する設備/設備群。このカテゴリーには消費者及び一般大衆に食事を準備し、提供し、販売するフルサービスのレストラン、ファストフード店、仕出し屋、カフェテリア及びその他の場所が含まれる。ここには、スーパー店内で半焼成冷凍パン製造を

行っているような小売りベーカリーや、施設に配達するフードサービス企業も含まれる。

### **会員**

RSPO の「正」「賛助」「サプライチェーン準」会員のいずれかになっている団体。

### **商業的商標利用**

RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品を含有する製品を供給する会員による商標利用

### **商標ライセンス機関**

RSPO 商標利用のライセンス発行を RSPO から公認された団体。

### **帳簿ベース主張 (RSPOクレジット)**

RSPO 認証の持続可能なパーム油製品を RSPO クレジット認証書の販売により支えるモデル。1 RSPO クレジットは RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品 1 トンを意味する。

### **製品以外での主張**

ある特定会員の会員資格及び/又は RSPO の狙いへの支持に関する主張

### **製品別主張**

認証された持続可能なパーム油を個々の製品が含有していることの公式表明。これは製品上での主張である。 ウェブサイト、製品包装、製品仕様、出荷文書等々が該当する。

### **対消費者コミュニケーション**

消費者をターゲットとしたコミュニケーション。例えば、包装・梱包、カタログ、チラシ、ウェブサイト



パックでの主張  
包装容器に記載される主張

非商業的商標利用  
アブラヤシ製品を販売していないが、商標の使用を RSPO より許可された会員による非商業的商標の利用

本文書は、RSPO 会員がその会員資格及び RSPO 認証アブラヤシ製品使用について何らかのコミュニケーションを行う際の、会員への義務的要求事項を定めたものです。

---

## 範囲

- 3.1. 本文書は、RSPO 会員がその会員資格及び RSPO 認証アブラヤシ製品使用について何らかのコミュニケーションを行う際の、会員への義務的要求事項を定めたものです。
- 3.2. RSPO サプライチェーン又は「RSPO 原則と基準」により認証された会員に対しては、本文書は監査要求事項の一部をなすこととなります。従って、本文書で概要が述べられているこれら規則にある要求事項を遵守できなかった場合は、いかなる事項であれ、不適合として取り扱われることとなります。非認証会員に対しては、ここに掲載されている規則の違反は「RSPO コミュニケーションと主張常任委員会」により対処されることとなります。
- 3.3. 本文書に掲載されている規則は、RSPO の評判並びに RSPO 商標及び RSPO 主張の信頼性を守り、RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の生産と使用を推進するために考案されています。

RSPO 商標の使用を希望する会員は、RSPO からの商標許諾を受けなければなりません。この許諾は入会が認められた時に供与されるものとします。既存会員は別個に申請が可能です。RSPO 商標に併記して使用するための固有の識別番号が発行されるものとします。RSPO 会員に発行された固有番号の一覧は RSPO のウェブサイト上で([www.rspo.org](http://www.rspo.org))で入手可能です。

RSPO 商標の使用を希望する非認証の RSPO 小売業会員は、商標許諾を受けるか、最終製品製造業者が製品での主張用に保有している商標許諾を使用しなければなりません。

RSPO 会員は否定的主張を回避し、認証された持続可能なパーム油の生産と使用を中心とした RSPO の狙いと目標の推進に努め、それを中傷しないものとします。

- 3.4. 本文書の全関連規則に則った主張は「公認」とみなされることとなります。「持続可能なパーム油のための円卓会議」という名称、「RSPO」という文字及び/又は RSPO 商標を使用しているが、関連規則に合致していない主張は、いかなるものも「非公認」として取り扱われることとなります。RSPO は非公認のコミュニケーション事例を公表し、違反している会員に対し当該規則への遵守を要請し、謝罪の要求をし、及び/又は非公認の主張に関わった会員に対し法的措置を講じる権利を有します。RSPO は、必要に応じ、主張許諾の正式な基盤を導入又は改正する権利を有します。

企業広報とは、RSPO の会員  
であること及び/又は RSPO  
の原則に対する自らの誓約  
を強調した  
RSPO 会員のコミュニケー  
ションを指します。

## 一般的企业広報

- 4.1. 企業広報とは、RSPO の会員であること及び/又は RSPO の原則に対する自らの誓約を強調した RSPO 会員のコミュニケーションを指します。企業広報は「製品以外」での主張の一つです。
- 4.2. 企業広報として会員に認められているのは以下となります：
- 会員としての地位の表示
  - RSPO のウェブサイトのアドレス表示 ([www.rsपो.org](http://www.rsपो.org))
  - RSPO の業務を支持しているとの記述
  - RSPO に関する会員歴の記述
  - RSPO の会員であることを宣伝するための RSPO 商標の使用

これに加えて、RSPO 会員が RSPO 商標をデジタル形式で表示する場合は、「私たちの進捗状況を [www.rspo.org](http://www.rspo.org) でチェックしてください」という文言を添え、会員のプロフィールのページへのリンクを埋め込まなければなりません。

- 4.3. 企業広報において、RSPO 会員は、加盟そのものが RSPO 認証アブラヤシ製品の販売を示唆していると消費者が信じかねない、いかなる声明もしてはなりません。
- 4.4. 会員は、すべてのコミュニケーションが明瞭かつ一貫したもので、自社製品におけるアブラヤシ製品の認証内容に関し、消費者やその他利害関係者を誤解させることはないことを確保しなければなりません。
- 4.5. 会員は、以下に示す RSPO ロゴを使用することは認められていません。このロゴは RSPO 事務局のみが使用するためのものです。

# RSPO

Roundtable on Sustainable Palm Oil



## 対企業コミュニケーション

- 5.1. 対企業コミュニケーションとは、認証された持続可能なアブラヤシ製品について、サプライチェーン上の他の団体に販売及び／又はコミュニケーションを行う、サプライチェーン上の **RSPO** 会員に関わるものです。
- 5.2. 認証されたアブラヤシ製品の販売を確認する場合、会員は **RSPO SCCS** の要求事項に忠実に従わなければなりません。これにはサプライチェーンモデルと認証番号の記述が含まれます。主張はこのモデルと認証番号のもとで行われます。
- 5.3. 流通業者又は卸売業者が認証された持続可能なアブラヤシ製品を含有する製品の所有権を有する場合、**RSPO SCCS** の要求事項は以下の二つの選択肢のどちらかとなります：
  - A. 流通業者又は卸売業者が「流通業者ライセンス」のみ保有している場合、**RSPO** 認証のアブラヤシ製品についてのコミュニケーションは、その製品を製造業者と結びつけ、製造業者の **SCCS** 認証番号を使用することでのみ許容されます。これはブランド製品と自社ブランド製品の両方を対象としています。ただし、自社ブランド製品の場合、製品上での主張又は証拠書類のいずれかによる個別特有の証拠を添えて、その製品が流通業者又は卸売業者の名前で製造されたものであることを顧客が認識できることが必須です。
  - B. 流通業者又は卸売業者がサプライチェーン認証を取得している場合、5.2項に概要が述べられている要求事項に従うべきです。
- 5.4. 認証された会員は、ある製品に含有された認証パーム油の存在に関する詳細情報を、**RSPO** の規則下では製品別としての適格性を欠く製品であっても、顧客に伝えることができます。

最終製品には認証されたとのラベルを付してはならず、又は**RSPO** 認証を示唆するような方法で販売されてはなりません。

例えば、小売業者又は飲食サービス企業は、ある最終製品内のパーム由来原料すべての内訳と、それぞれの認証取得状況を要求するかもしれません。その情報は、認証されたRSPO 会員から製品別の主張の構成要素を欠いた状態で提出される可能性があります。

## 対消費者コミュニケーション

- 6.1. サプライチェーン認証を取得している RSPO 会員だけが、製品内に含有されている認証された持続可能なアブラヤシ製品に関し、消費者向けの主張をすることが許可されています。この消費者向け主張が、「製品別」主張又はパック上での主張として知られているものです。  
  
製品別主張は任意で行われるものです。製品別マーケット主張とみなされる主張の例は、RSPO ガイダンス文書類に記載されています。
- 6.2. サプライチェーン認証を取得している RSPO 会員だけが、RSPO 商標及び／又は RSPO ラベルの使用を公認されています。ただし RSPO クレジット及び6.8 項に合致する小売業者は例外です。
- 6.3. パック上で RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の主張をする場合、RSPO 商標並びに付記される識別番号を記載しなければなりません。
- 6.4. 対消費者コミュニケーションは、主張の主体者の RSPO 会員資格に関する情報は含んではならないものとします。
- 6.5. 会員は消費者に対し、彼らのサプライヤーの RSPO 会員資格に関する情報を伝えてはならないものとします。
- 6.6. RSPO 商標の使用は RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品に関する主張に制限され、他の原料に関連する使用は公認されません。
- 6.7. RSPO 認証の持続可能なアブラヤシ製品の存在を目立たせるために他の商標又はロゴを使用することは、不正の製品別主張となります。

- 6.8. **RSPO** の小売業又は飲食サービス企業の会員は、**RSPO** 認定の認証機関（CB）に主張の有効性を明示できることを条件として、対消費者コミュニケーションで使用するための **RSPO** 商標許諾を申請することが可能です。これは、商標使用に先立ってリモート監査を通じて実施されますが、このリモート監査中に当該小売業者又は飲食サービス企業は、商標使用が本文書に掲載された規則に合致していること、及び主張自体も認証済みサプライチェーンにより裏付け可能であることを、明示する必要があります。パーム油不使用を強調するものも含め、パーム油に関するそれ以外のいかなる主張も、すべて当該規則の要求事項に合致していることを確保するため、監査中 CB の目につくようにしなければなりません。CB は、毎年実施されるべき監査の結果を、**RSPO** に対して確認するものとします。**RSPO** は、その監査結果に基づき、商標許諾供与の継続又は許可取り消しを行います。上記は **RSPO** サプライチェーン認証会員に適用される規則に沿っています。監査に関するガイダンス文書は [www.rspo.org](http://www.rspo.org) から入手できます。

---

#### モジュール A – 同一性保持型及び分離型個別規則

**RSPO** 会員が、同一性保持型（IP）又は分離型（SG）認証製品であるとの製品別主張を行う場合、以下の条件を満たさなければなりません。

##### 認証アブラヤシ含有量

- IP の場合、含有アブラヤシの 95% 又はそれ以上が **RSPO** IP 認証でなければなりません。
- SG の場合、含有アブラヤシの 95% 又はそれ以上が、SG 又は SG と IP の混合でなければなりません。
- 製品内に非認証アブラヤシが比率を問わず混入している場合、その理由が完全に正当化されなければならず、**RSPO** SCCS に従い、認証アブラヤシへ完全移行するための活動計画が実施されていなければなりません。さらに、非認証アブラヤシ製品の量は、同量の **RSPO** クレジット購入により埋め合わさなければなりません。



## IP 及び SG 用主張ラベル選択肢



ロゴの選択肢が他にもあります。付属文書1をご覧ください。



## メッセージ

製品関連コミュニケーションにおいて、物語型として**許諾される**メッセージは、以下の要素のいくつか又は全てを含められます：

- この製品に含まれているアブラヤシ製品は **RSPO**供給元に由来しているとして認証されました。 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)
- この製品を選ぶことで、**RSPO** 認証パーム油が入っていると確信できます。詳細は [www.rspo.org](http://www.rspo.org) まで
- **RSPO** 認証の持続可能なアブラヤシ製品は、サプライチェーンのすべての段階で他のアブラヤシ製品とは分別されています。 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)
- 認証された持続可能なアブラヤシ製品は、**RSPO**の認証を受けた搾油工場と農園までたどることが可能です。 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)
- サプライチェーン全体が **RSPO**の認定を受けた第三者監査機関により監視されています。 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)
- **RSPO** 認証の持続可能なパーム油は、厳格な環境社会基準に従い生産されました。 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)
- **RSPO** 認証を受けた特定の生産ユニットとの関係性が会社の記録により提示可能であれば、当該ユニットに関する参照情報（もしくは画像）

## パックでの主張用ラベル付けと商標

会員は、以下の手法のどちらかで **RSPO** ラベルを使用することが認められています：

- 「認証」のタグ付き **RSPO** 商標 又は
- 「この製品には認証された持続可能なパーム油が含まれています」のタグ付き **RSPO** 商標

**RSPO**商標がどこに表示されても、適用される商標許諾番号が商標又は「声明」の真下又は真横に提示されなければなりません。フォントは **Calibri** に限られ、フォントサイズは最低でも 4pt (1.4 mm 又は 0.06 インチ) 必要です。

パック上のコミュニケーションの場合、RSPO商標をどこに印刷するかは自由です。

商標利用に関するより詳細なガイダンスは「RSPO商標許諾約款」並びに本文書の付属書 1 にあります。

---

### モジュール B—物量収支型個別規則

会員が、物量収支型（MB）認証製品であるとの主張を行う場合、以下の条件を満たさなければなりません。

#### 物量収支型最低含有量

- 含有パーム油の 95% 又はそれ以上が RSPO MB 認証でなければなりません。
- 製品内に非認証アブラヤシが比率を問わず混入している場合、その理由が完全に正当化されなければならず、RSPO SCCS に従い、認証アブラヤシへ完全移行するための活動計画が実施されていなければなりません。さらに、非認証アブラヤシ製品の量は、同量の RSPO クレジット購入により埋め合わせなければなりません。

#### メッセージ

製品関連コミュニケーションにおいて、物語型として許諾されるメッセージには以下が挙げられます：

- RSPO 認証の搾油工場と農園に由来する [アブラヤシ製品] / [パーム油] / [パーム核油] と非認証アブラヤシ製品がサプライチェーンで混ぜられています。
- この製品内の [アブラヤシ製品] / [パーム油] / [パーム核油] の量は、RSPO 認証の搾油工場と農園で生産されたパーム油又はパーム核油に匹敵しています。

製品以外のコミュニケーションの場合、特定の RSPO 認証生産ユニットとの関係性が会社の記録により提示可能であれば、当該ユニットに関する参照情報（もしくは画像）が許されます。

製品関連コミュニケーションにおいて、物語型として**許諾されない**メッセージは：

- RSPO 認証のパーム製品が製品の一部である（一部として認証された）と消費者が信じることにつながりかねない、いかなるもの

### パックでの主張用ラベル付けと商標

会員は、以下の手法のいずれかで RSPO ラベルを使用することが認められています：

- 文言「認証された持続可能なパーム油」で囲む
- RSPO ラベルには「混合」又は「ミックス」のタグが含まれていなければなりません。「混合」又は「ミックス」のタグは、物量収支型（MB）サブチェーンシステムの下で調達されたアブラヤシ製品であることを示しています。物量収支とは、パーム油の投入量と産出量を管理上で釣り合わせるものです。製品上の「混合」又は「ミックス」のタグは、製品自体に認証された物質が含有されていることを保証するものではありません。認証された物質の一部もしくはすべては、主張が記載されていない製品に用いられているかもしれません。
- RSPO ラベルは次の声明を入れることができます。「（この製品に含まれているパーム油は）認証された持続可能なパーム油の生産に貢献します」

RSPO商標がどこに表示されても、適用される商標許番番号が商標又は「声明」の真下又は真横に提示されなければなりません。フォントは **Calibri** に限られ、フォントサイズは最低でも **4pt**（1.4 mm 又は 0.06 インチ）必要です。

パック上のコミュニケーションの場合、RSPO商標をどこに印刷するかは自由です。

商標利用に関するより詳細なガイドランスは「RSPO商標許諾約款」並びに本文書の付属書 1 にあります。

### 物量収支型主張のラベル選択肢



ロゴの選択肢が他にもあります。付属文書 1 をご覧ください。



## 部分的製品主張のラベル選択肢



ロゴの選択肢が他にもあります。付属文書1をご覧ください。

## モジュールC-部分的製品主張

消費者の間で、認証された持続可能なアブラヤシ製品の入手可能性がより知られ、理解を加速させる手助けとして、認証されたアブラヤシ製品の含有率が95%未満の場合でもパック上に主張を記載することは許容されますが、以下の条件が満たされた場合に限定されます：

- この主張を行う会員は、最終製品の製造業者で、RSPO会員であり、RSPO SCCS に照らして認証されているか、RSPO から商標利用を公認された RSPO 小売業会員である。
- 含有アブラヤシの最低 50%は IP、SG 又は MB の RSPO 認証サプライチェーンを通じて供給される。
- RSPO 認証ではない残りのアブラヤシ含有量は、同量の RSPO クレジット購入により埋め合せる。

製品別主張は次の表現に限定する：「この製品は、認証された持続可能なパーム油の生産に貢献しています」

この主張と共に RSPO ラベルを使用する義務があり、そこには「50%混合」又は「50%ミックス」のタグを含めなければいけません。この主張内にそれ以外の比率を記載することは認められません。

## モジュール D-サプライチェーンモデル組み合わせ型個別規則

製品に使用されている原料が、異なる RSPO サプライチェーンモデルを通じて供給された混合型の場合、以下を適用します：

75% IP + 20% SG => 95%	SG 主張をする
65% SG + 30% MB => 95%	MB 主張をする
55% MB + 40% B&C => 95%	部分的製品主張をする
45% SG + 55% B&C < 50%	B&C 主張が可能

一つのサプライチェーンモデルで含有されているアブラヤシの 95% を占める場合は、その特定モデルの主張をして構いません：

95% IP + 5% MB => 95% IP	IP 主張が可能
95% SG + 5% MB => 95% SG	SG 主張が可能
95% MB + 5% C => 95% MB	MB 主張が可能

## クレジット製品主張のラベル選択肢



ロゴの選択肢が他にもあります。付属文書1をご覧ください。

## モジュールE-帳簿ベース主張 (B&C) 個別規則

帳簿ベース主張モデルでの主張は「クレジット」のタグ付き RSPO ラベルを適用する必要があります。

RSPOクレジットを購入したRSPO会員は、認証された持続可能なパーム油を彼らが支持していることを主張する資格があります。この主張は、以下の規則を彼らが遵守することを条件として、場所を問わず一店内、パック上、マーケティング資材の中で一を行うことができます。

### 製品関連コミュニケーションにおいて、物語型として許諾されるメッセージ：

- 認証された持続可能なパーム（核）油の生産を支持します
- 認証された持続可能なパーム（核）油を支持しています

### 製品関連コミュニケーションにおいて、物語型として許諾されないメッセージ：

- 持続可能なアブラヤシ製品が含まれていると消費者が信じることにつながりかねない、いかなるもの。

ブランド製品の小売業者は、製造業者の書面による許可があれば、製品外で彼らの支持を主張できます。クレジットを自身で購入したか、製造業者に代わりにクレジット購入を依頼した、プライベートブランド製品の小売業者は、製品上と製品外の両方で主張が可能です。

パックでの主張をするには：

- 「クレジット」のタグ付き RSPOラベルを使用しなければいけません。
- 商標許諾番号を掲示しなければいけません。
- アブラヤシをベースとした原料の 100%が RSPOクレジット又は物理的な認証材料で手当てされなければなりません。

---

## モジュールF—RSPOネクスト

このモジュールは、RSPOネクストプログラムに参加し、サプライチェーン内で、又は他の外部利害関係者に対し彼らの関与を伝えたい会員に適用されません。

### RSPOネクスト資格基準

RSPOネクストに参加するための主な基準は、別途定義されており、RSPOのウェブサイトで確認できます。(www.rspo.org).

RSPOネクスト・モジュールは、RSPOネクスト・クレジットプログラムとして開発されました。

参加資格有となった時点で、会員はRSPOネクスト・クレジットを購入できます。アブラヤシ製品使用量総計の20%又は15万トンのどちらか少ない方がRSPOネクスト・クレジットで手当てされた時点で、主張をすることができます。この閾値は参加後最初の三年間効力を有し続けます。

RSPOネクスト・クレジットの最初の購入から三年すると、その間に主張をしたかどうかによらず、最小閾値は会員のアブラヤシ製品総量の50%に引き上げられます。

### RSPOネクスト・クレジット

RSPOネクスト・クレジットは、期末時点での事後購入、期初に将来の取引を見越しての購入、又は期間中の「要望発生」ベースでの購入が可能です。これはRSPOウェブサイト(www.rspo.org)から入手できる標準的RSPOクレジットに関する規則を反映しています。

会員が要求されている水準のRSPOネクスト・クレジットを購入している時、これに関し一般的企業広報を行うことが許可されます。

## RSPO ネクスト 一般的企業広報

一般的企業広報の規則は、本文書の第 4 節に掲載されています。RSPO ネクストに関するコミュニケーションを行う時は、会員の全体的なパーム油使用全面的情報開示と、RSPO ネクストの支持に当てられている比率を含まなければなりません。例えば：

*「当社は 1000 トン相当のアブラヤシ製品を使用しており、内 2 トンが RSPO ネクストによるアブラヤシ製品の生産を支援しています。」*



## 付属文書 1 : ÜÜÜÄ 簡標使用とガイドンス

### A.1.

#### A.1.1. RSPO

3

RSPO

RSPO



**注:** 商標原本は必ずマスターアートワークの電子ファイルから複製してください。「作り直し」や改変、歪曲は、決してすべきではありません。

A.1.2. 認証された会員及び許可を受けた小売業者は、製品関連のコミュニケーションで商標を使用できます。包装、ラベル、広告、チラシ、冊子、ポスター、店頭ディスプレイ、ニュースレター、ウェブサイト、電子メール、手紙、プレゼント、請求書、（年次）報告書、メディアのインタビューがこれに含まれます。

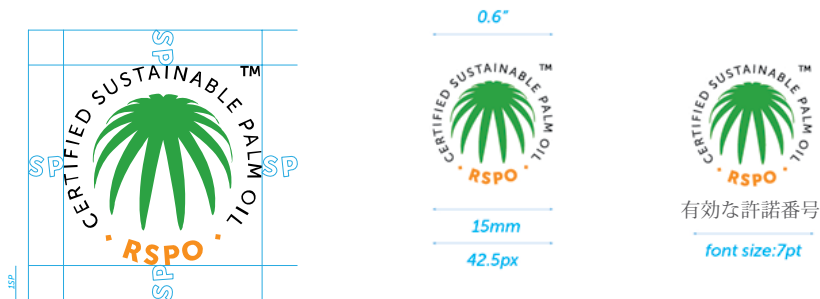
A.1.3. パーム製品を含有する物品を販売していない団体、例えば、NGO、認証された持続可能なパーム製品を推進する業界団体、ニュースメディア、RSPOと持続可能なパーム油の推進を図る非商業的な教育目的のためにロゴを使用したい者が、非商業的商標利用をする場合、商標利用をどのような文脈で行うかを明記した申請書に記入し、書面による許可を得てください。

## A.2. 余白

- A.2.1. 最大の視認性とインパクトをあげるため、RSPOは商標周囲の最小余白スペースを規定し、商標が他の物や画像で「雑然」としすぎないようにしています。これはごく単純で、下の図に示すように、ロゴの「SP」と同じ幅の余白が全周囲に必ず設けてください。余白の大きさは使用する商標の大きさにより増減することになります。可能であればより広い余白を設けてください。

## A.3. 最小サイズ

- A.3.1. RSPO は、最適寸法で商標が使用され、商標の複製が常に一定となることを確保するため、商標の最小サイズを定めています。
- A.3.2. 印刷物の場合、「CERTIFIED SUSTAINABLE PALM OIL」という単語もしくは「線」のわたりが最低 10mm (0.4 インチ) あること。その際に許諾番号の文字サイズは最低でも 4pt (1.4mm) あること



## A.4. 色

- A.4.1. RSPO会員には可能な限りカラー版を使用することが推奨されます。しかし、印刷能力や印刷物の背景色により、黒抜き版、白抜き版又はその他モノクロ版を勧められることもあります。会員は、RSPO許諾機関から提供されたアートワークのサイズを変更することを除き、商標やタグ、声明および色を新たに制作又は変更することを認められていません。



#F18B00 C O M 53 Y 100 K 0  
R241 G139 B0 PANTONE Orange 021U



#2CA142 C 76 M 0 Y 100 K 12  
R60 G150 B0 PANTONE 7739 C



#000000 C O M 0 Y 0 K 100  
R0 G0 B0 PANTONE P Process Black U

## A.5. 背景色のバリエーション

- A.5.1. 下の図は白／淡色の背景色における商標利用の模範例です。



- A.5.2. 下の図は黒及び濃色の背景色における商標利用例です。



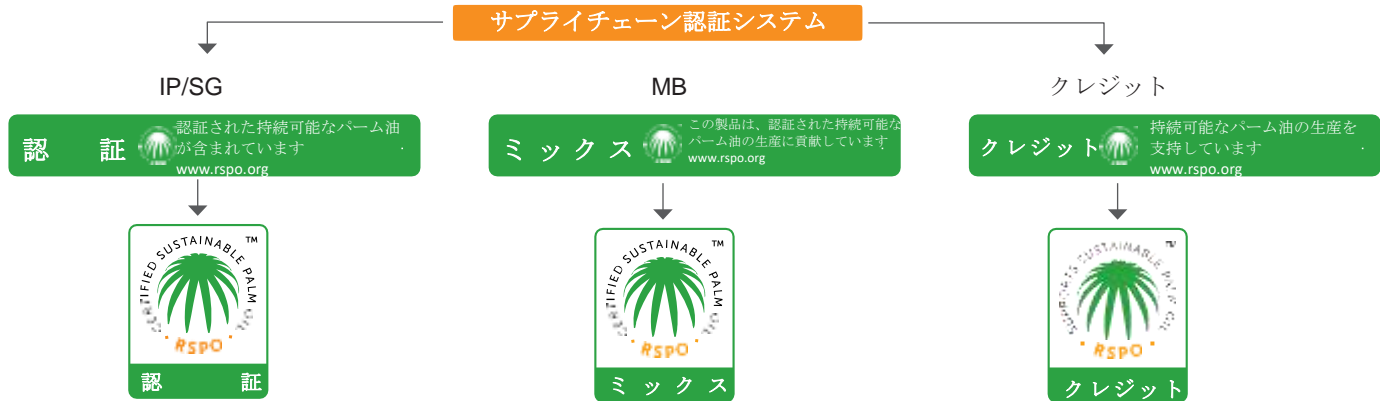
## A.6. サプライチェーンモデル

A.6.1. RSPO は RSPO 認証の持続可能なパーム製品の取引を誘導するために 4 つのサプライチェーンシステムを定義しました:

1. 同一性保持型 (IP)
2. 分離型 (SG)
3. 物量収支型 (MB)
4. 帳簿ベース主張型 (B&C)

A.6.2. サプライチェーンモデルに応じて認証された会員のために特に考案された四種類の商標パッケージセットがあり、帳簿ベース主張サプライチェーン用に一種類のパッケージがあります。

1. 同一性保持型 (IP) 及び分離型 (SG) - 「認証」商標パッケージ
2. 物量収支型 (MB) - 「混合」商標パッケージ
3. 部分的製品主張- 「50%混合」
4. クレジット



## A.7. 商標一式

### A.7.1. サプライチェーン認証モデル：同一性保持型（IP）／分離型（SG）

タグ：「認証」

声明：「この製品には認証された持続可能なパーム油が含まれています」



### A.7.2. サプライチェーン認証モデル：物量収支型（MB）

タグ：「混合」又は「ミックス」

声明：「認証された持続可能なパーム油の生産に貢献しています」





### A.7.3 部分的製品主張

タグ：「50%混合」又は「50%ミックス」

声明：「この製品は、認証された持続可能なパーム油の生産に貢献しています」



### A.7.4 RSPO クレジット主張

タグ：クレジット

声明：「持続可能なパーム油の生産を支持しています」



## A.8. 言語の選択肢

- A.8.1. RSPO では、許諾を受けた会員による様々な市場での使用を鑑み、商標ラベルを翻訳しています。利用可能な言語の最新情報は RSPO のサイトでご確認ください。

## A.9. 商標使用のべし・べからず集

べし	べからず
<ul style="list-style-type: none"><li>• RSPO 商標原本画像を使用する</li><li>• RSPO 許諾機関から提供された商標アートワークのみ使用する 又は RSPO のウェブサイトからダウンロードする</li><li>• 商標の余白スペースを常に維持する</li><li>• 背景色及び周囲にある他の画像に対し商標を目立つようにし、商標のインパクトを最大にすべく、常に最適な色パターンの商標を使用する</li><li>• 商標の認められている最小サイズより決して小さくしない</li><li>• 貴社の商標許諾番号を商標の真下か真横に配置する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 商標から要素を取り除く、又は他の物を付け加える</li><li>• 商標の色を変える</li><li>• 商標の比率を歪める</li><li>• 商標のアートワークを再デザインする、又は作り直す</li><li>• 異なるデザインを創るために商標の全部又は一部を使用する</li><li>• 読み下し文に商標を使用する</li><li>• 商標に特殊効果や模様をかける</li><li>• 商標をある図形の中に収める</li><li>• 商標の背後に影をつける</li></ul>

## A.10. 正確な商標使用

A.10.1. 許諾を受けた会員は、商標を使用する際以下に注意しなければなりません。



有効な許諾番号



有効な許諾番号

認証されたサプライチェーン：  
**IP/SG**

会員は「認証」のタグを印刷用商標に含めることができます



有効な許諾番号



有効な許諾番号

認証されたサプライチェーン：  
**MB**

会員は「混合」又は「ミックス」のタグを印刷用商標に含めなければなりません。



会員は自組織の商標許諾番号を商標ラベルの真下か真横に記載しなければいけません



3-0000-00-100-00  
有効な許諾番号

商標許諾番号を提示してください。会員番号ではありません



RSPO-1106000  
有効な許諾番号

会員は商標許諾番号を商標ラベルの真下か真横に記載しなければいけません

会員は自組織の商標許諾番号（会員番号やサプライチェーン認証番号ではありません）を商標ラベルの真下か真横に記載しなければいけません。

注：製品「製造業者」は自身の商標許諾番号か、商標許諾を取得している小売業者のブランド製品を製造している場合は小売業者の商標許諾番号を、製品上に使用しなければなりません。

## A.11. 不正な商標使用

A.11.1. 以下は RSPO 商標の間違った使用例です：



商標から要素を取り除く、あるいは他の物を付け加えてはいけません



「TM」記号を商標から取り除いてはいけません（RSPO 商標が商標登録されている市場／国に関しては RSPO ウェブサイトで確認してください。  
[www.rspo.org](http://www.rspo.org)




商標を回転、操作、あるいは比率を歪めてはいけません



商標のアートワークを再デザインする、又は作り直してはいけません

異なるデザインを創るために商標の全部又は一部を使用してはなりません

✕ 当社は製品上に  ロゴを使用していき  
ます。製品に関するお問い合わせは...

商標をタイトルや見出し、あるいは読  
み下し文中に使ってはいけません



商標に特殊効果や模様をかけてはいけま  
せん



商標を図形の中に収めてはいけません



商標で背景模様を創ってはいけません



## A.12. RSPO クレジットの正しい使用とガイダンス

タグ：「クレジット」

声明：「認証された持続可能なパーム油の生産を支持しています」



---

RSPO のコーポレート商標、商標、商標申請プロセス、及び RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則の使用に関するお問い合わせは、**Trademark & Licensing Executive** まで

メール：  
[trademark@rspo.org](mailto:trademark@rspo.org)

電話：+603-2302 1500





© MAZIDI GHANI



RSPO は持続可能なパーム油を  
標準とするため、市場を変えてい  
きます。

詳しくは

[www.rspo.org](http://www.rspo.org)

発行者：持続可能なパーム油のための円卓会議